

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 免許(第一条―第九条)</p> <p>第二章 試験(第十条―第十七条の十四)</p> <p>第二章の二 工事監理報告書(第十七条の十五―第十七条の十七)</p> <p>第二章の三 建築設備士(第十七条の十八―第十七条の三十五)</p> <p>第三章 建築士事務所(第十八条―第二十三条)</p> <p>第四章 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定(第二十四条)</p> <p>第五章 雑則(第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>(登録)</p> <p>第十七条の三十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 免許(第一条―第九条)</p> <p>第二章 試験(第十条―第十七条の十四)</p> <p>第二章の二 工事監理報告書(第十七条の十五―第十七条の十七)</p> <p>第二章の三 建築設備士(第十七条の十八―第十七条の三十五)</p> <p><u>第二章の四 講習(第十七条の三十六)</u></p> <p>第三章 建築士事務所(第十八条―第二十三条)</p> <p>第四章 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定(第二十四条)</p> <p>第五章 雑則(第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>(登録)</p> <p>第十七条の三十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による指定を受けた登録を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに登録の名称は、次のとおりとする。</p>

登録を実施する者		登録の名称
名称	主たる事務所の所在地	
社団法人建築設備 技術者協会	東京都港区新橋六丁目九番 六号	建築設備士登録

(削る。)

(削る。)

登録を実施する者		登録の名称
名称	主たる事務所の所在地	
社団法人建築設備 技術者協会	東京都港区三田三丁目三番 八号	建築設備士登録

第二章の四 講習

(講習の指定)

第十七条の三十六 国土交通大臣は、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、建築士を対象とする講習を指定することができる。

- 2 前項の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 - 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。
 - 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。
- 3 第一項の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる

事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者	主たる事務所の所在地	講習の名称
名称		
社団法人日本建築士 事務所協会連合会	東京都中央区八丁堀二丁目二 十一番六号	定期講習
社団法人日本建築士 会連合会	東京都港区芝五丁目二十六番 二十号	定期講習
財団法人日本建築セ ンター	東京都港区虎ノ門三丁目二番 二号	特別講習
財団法人ベターリビ ング	東京都千代田区二番町四番地 五	特別講習
財団法人建築環境・ 省エネルギー機構	東京都千代田区二番町四番地 五	特別講習

改正案	現行
<p>第四条の十八 削除</p>	<p>(建築監視員)</p> <p>第四条の十八 令第十四条第三号の規定により建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつた建築士で国土交通大臣が同条第一号又は第二号に該当する者と同等以上の建築行政に関する知識及び能力を有すると認められたものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 建築監視員として必要な知識及び技能を修得させるための講習で国土交通大臣が指定するものを修了した者二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者2 前項第一号の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。<ul style="list-style-type: none">一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。三 講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。3 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		
名称	財団法人全国建設研修センター	
主たる事務所の所在地	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	
講習の名称	建築指導科（監視員）研修	